

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件	三二
○土地改良区の定款の変更を認可した件二件	三二
○保安林の指定をする予定である旨通知があつた件	三三
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があつた件	三三
○落札者を決定した件三件	三三
○福島県教育委員会	三三
○福島県指定重要文化財として指定する件の一部を改正する件	三四
○福島県教育委員会教育長	三四
○公金の収納の事務を委託した件	三四
○福島県人事委員会	三四
○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	三四
正 誤	三四
○平成二十八年十一月二十九日付け定例第二千八百五十二号中	三四

告 示

福島県告示第三百四十三号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和元年十一月一日から令和二年三月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 令和元年十一月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 COOPベスタひがし 福島県喜多方市字惣座の宮二七〇〇番地二二
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 （変更前） 理事長 熊谷 純一

（変更後） 理事長 荒井 信夫

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 （変更前） 生活協同組合コープあいづ
 理事長 熊谷 純一
 福島県喜多方市字二丁目四六六九番地の二

（変更後） 生活協同組合コープあいづ
 理事長 荒井 信夫
 福島県喜多方市字二丁目四六六九番地の二

- 三 変更した年月日
 平成二十二年六月四日
- 四 届出年月日
 令和元年十月十六日
- 五 届出をした者
 生活協同組合コープあいづ

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百四十四号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、社川沿岸土地改良区から令和元年十月二日付けで申請のあつた定款の変更について、同月二十四日認可した。
 令和元年十一月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

福島県告示第三百四十五号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、社川沿岸土地改良区から令和元年十月三日付けで申請のあつた定款の変更について、同月二十四日認可した。
 令和元年十一月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

福島県告示第三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和元年十一月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

いわき市三和町中三坂字戸沢一六九

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和元年十一月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

大沼郡金山町（国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第131号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年11月1日

福島県知事 内堀雅雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量
中型バス 2台
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日
令和元年9月20日
- 落札者の氏名及び住所
福島日野自動車株式会社 福島県郡山市安積町笹川字蜂田5番地1
- 落札金額
35,833,600円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年8月6日

(入札用度課)

公告第132号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年11月1日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
アーカイブ拠点施設移動棚・中量棚 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和元年10月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社双葉事務器 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野379番地
- 5 落札金額
12,749,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年8月20日

(入札用度課)

公告第133号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年11月1日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
防毒マスク用吸収缶 16,856個
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和元年10月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
東洋安全防災株式会社 福島県いわき市平塩字風内73番地の2
- 5 落札金額
41,470,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年8月27日

(入札用度課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第五号

福島県指定重要文化財として指定する件（昭和五十七年福島県教育委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和元年十一月一日

一の表安洞院多宝塔の項中「安洞院多宝塔」を「旧安洞院多宝塔」に改め、同項所有者の欄中「安洞院」を「宗教法人普門院」に改める。

福島県教育委員会

（文化財課）

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和元年十一月一日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県立福島明成高等学校、福島県立耶麻農業高等学校、福島県立いわき海星高等学校、福島県立磐城農業高等学校、福島県立ふたば未来学園高等学校及び福島県立相馬農業高等学校における農産物等販売代金収納の事務

二 受託者の名称及び所在地

1 名称 福島県高等学校教育研究会農業部会

2 所在地 福島県福島市永井川字北原田一番地

三 収納の事務を委託する期間

令和元年十一月一日から同月二十九日まで

（財務課）

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月一日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第六号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第一号中「し、又は失職」を削り、同項第二号中「、若しくは失職し」を削る。

第三十三条の二及び第三十三条の五第二項第一号中「し、又は失職」を削る。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

（採用給与課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十八年十一月二十九日付け定例第二千八百五十二号中

六三八	下	後ろか ら一四	一三六〇・〇	一三二〇・〇
-----	---	------------	--------	--------